

（宛先）新発田市長

緊急通報装置設置申請書

次のとおり緊急通報装置の設置を申請します。

申請者（利用者）					
氏 名			利用 電話	☐ 固定電話 ☐ 携帯電話	
住 所			世 帯 区 分	☐ 65歳以上一人暮らし	
生年月日	年 月 日			☐ 65歳以上のみ世帯	
電話番号				☐ 身体障害者手帳所持（ ）級	
					☐ その他
世帯（家族）の状況					市処理欄
氏 名	続 柄	年 齢	住 所	健 康 状 態	
	本 人			☐ 介護認定有 ☐ 障害者手帳所持 ☐ その他（ ）	☐ 課 税 ☐ 非課税
				☐ 介護認定有 ☐ 障害者手帳所持 ☐ その他（ ）	☐ 課 税 ☐ 非課税
				☐ 介護認定有 ☐ 障害者手帳所持 ☐ その他（ ）	☐ 課 税 ☐ 非課税
協力員の登録（緊急時に対応することができる親族を優先してください。）					
通報順位	氏 名	申請者との関係	住 所	電 話 番 号	
1					
2					
3					
同 意 事 項（次に掲げる項目について確認の上、署名してください。）					
1 対象要件確認及び決定のため、新発田市が利用者及びその世帯員の住民基本台帳、市民税課税状況、介護及び障害認定等を閲覧し、調査すること。					
2 申請内容等について、市が委託する緊急通報装置設置業者に情報提供を行うこと。					
3 申請者（利用者）又は協力員等が緊急通報装置の設置及び撤去に伴う工事の立合いをすること。					
4 緊急通報装置を設置するため住居の天井や壁にネジ留めの穴を空けること等の改造を行う場合があること。					
5 新発田市又は市が委託する緊急通報装置設置業者は、緊急通報装置撤去に伴う原状回復義務を負わないこと。					
6 申請した情報等に変更があった場合、速やかに新発田市へ届出を行うこと。					
7 人感センサーによる緊急通報や利用者が緊急ボタンを押した場合などの緊急時において、協力員又はその他の者（救急隊員等）が必要に応じ住居内に立ち入る場合、必要かつやむを得ない行為により住居等が受けた損害については、新発田市、協力員及びその他の者は、その損害の責めを負わないこと。					
8 住居がアパート等の賃貸の場合、建物の所有者も上記4、5及び7の事項について同意していること。					
9 申請書を申請者以外が提出する場合、申請者は申請書の提出者に申請書の提出を委任していること。					
上記事項に同意し、緊急通報装置を設置することを申請します。					
年 月 日 申請者 本人署名					

【申請書の提出者】

☐ 申請者 ☐ 受任者

住 所(事業所)
氏 名
申請者との関係
電話番号

通知書 送付先	日程調整 連絡先	本人確認	受付者
☐ 申請者 ☐ 受任者 ☐ その他	☐ 申請者 ☐ 受任者 ☐ その他		